

サイバーセキュリティ関係法令の調査検討等を目的としたサブワーキンググループの運営について

令和4年1月26日  
サイバーセキュリティ関係法令の調査検討等を目的とした  
サブワーキンググループ主査決定

「サイバーセキュリティ関係法令の調査検討等を目的としたサブワーキンググループの設置について」（令和3年12月9日普及啓発・人材育成専門調査会会長決定）第8項に基づき、サイバーセキュリティ関係法令の調査検討等を目的としたサブワーキンググループ（以下「サブWG」という。）の運営について以下のとおり決定する。

1. 副主査の設置について

サブWGに副主査を置くことができる。副主査は、サブWG委員の中から主査が指名する。副主査は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査を代理する。

2. 議事の公開について

サブWG会合は非公開とし、議事概要は、原則として、当該会合終了後公開する。ただし、サブWG主査が必要と認めるときは、議事概要の一部又は全部を公開しないものとするができる。

3. 配布資料の公開について

サブWG会合で配布された資料は、原則として、当該会合終了後速やかに公開する。ただし、サブWG主査が必要と認めるとき、又は資料の提出者の同意が得られないときは、非公開とすることができる。

以上